

ふくおか

まごころ駐車場 制度

思いやりのあるまちづくりのために御協力ください

「ふくおか・まごころ駐車場」とは？

障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障害者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

駐車場の管理者の方には、施設の駐車場を、利用証を持った方が駐車できる「ふくおか・まごころ駐車場」として登録してもらうよう協力をお願いしています。対象者の方には、「ふくおか・まごころ駐車場」の利用証を発行します。

駐車場の利用証

「ふくおか・まごころ駐車場」を利用する際には、利用証を車内に掲示していただきます。

利用証は、対象となる方が運転又は同乗されている場合に利用していただけます。

利用証の発行には、申請書の提出と確認書類の提示が必要となります。

(対象者・申請窓口は裏面をご覧ください。)

赤色の利用証は、車椅子常時利用の身体障害者で、自ら運転する方に交付しています。幅の広い駐車場が必要な方となりますので、ご配慮をお願いします。



緑色（身体・知的・精神障害者、高齢者、難病者）



赤色（車椅子常時利用の身障者で自ら運転）



オレンジ色（妊産婦、けが人）



利用証を車内の見えやすい場所に掲示して使用します

利用できる駐車場

「ふくおか・まごころ駐車場」の目印ステッカーが掲示されている駐車場です。この駐車場の所有者（管理者）の方は、県と協定を結んでいただいています。

利用できる駐車場は、県のホームページ等でお知らせします。

※他県との相互利用
全国で同様の制度を実施している他県の対象駐車場でも利用することができます。



目印ステッカーが掲示してあるスペースで利用できます（A3サイズ）

このステッカーが目印です。

専用の読みとり装置により、紙面内容の音声出力ができます。



協力施設（駐車場）の募集・登録について

駐車場を所有又は管理している方は、登録をぜひお願いいたします。

登録対象：障害者等用の駐車場（幅350cm以上） 一般の駐車場

※通常の幅の一般駐車場についても多くの登録にご協力ください。

手続き等は裏面の連絡先へ問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。